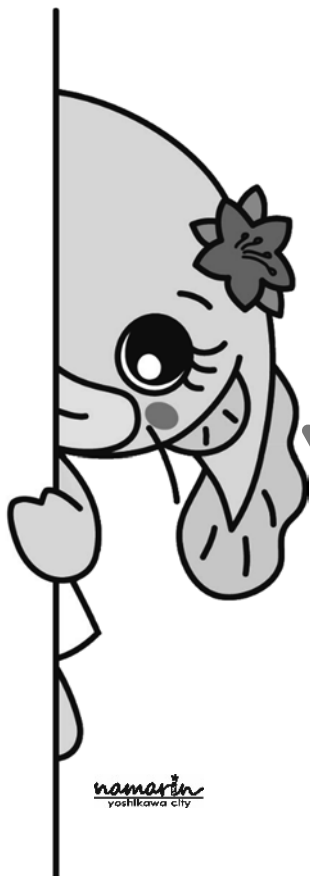


令和3年度

# 保育施設利用のご案内



この冊子は、保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育（以下「保育施設」という。）の利用に必要な手続きや、保育制度などの概要を記載したものです。

保育利用の申込みは、この冊子の内容をよくお読みになったうえで行ってください。  
また、入所後も大切に保管してください。

## 【目次】

- |                       |                         |
|-----------------------|-------------------------|
| 1 教育・保育給付認定について …P1～2 | 8 利用者負担額以外の費用 …P15      |
| 2 申込みから利用までの流れ …P3～4  | 9 給食 …P15               |
| 3 申込みに必要なもの …P5～6     | 10 送迎保育 …P16            |
| 4 広域入所について …P7        | 11 子育て支援についてのご案内…P16    |
| 5 申込みに関する留意事項 …P8     | 12 その他の保育制度のご案内 …P17～18 |
| 6 申込内容の変更に伴う手続き …P9   | 13 施設等利用給付認定について…P19    |
| 7 利用者負担額（保育料） …P10～14 | 14 よくあるQ&A …P20～22      |

## 【問合せ先】

吉川市 こども福祉部 保育幼稚園課 保育幼稚園係

〒342-8501 吉川市きよみ野一丁目1番地 TEL:048-982-9528(直通)

開庁日時：月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで（12月29日から1月3日、祝日を除く）

# 1 教育・保育給付認定について

## (1) 教育・保育給付認定とは

平成27年度から始まった“子ども・子育て支援新制度”により、教育・保育施設の利用にあたっては、居住している市区町村から教育・保育給付認定を受けることが必要になりました。教育・保育給付認定では、お子さんの年齢や、教育と保育のどちらを希望するかによって区分が異なります。さらに、保育を希望する場合には、「どんな」事由で、「どれくらい」保育が必要であるかを認定します。

保育認定を受けるためには、保育施設の利用申込と同時に「教育・保育給付認定申請書（2・3号用）」を提出してください。申請をもとに吉川市から認定内容を通知します。

① 認定事由が2つ以上ある場合は、最も認定期間が短い事由が1つのみ印字されます。

② 右に印字される保育必要性の事由に該当している保護者の続柄が印字されます。  
保護者それぞれの保育必要性の事由が同一の場合には教育・保育給付認定保護者（上記の保護者に印字されている者）の続柄が印字されます。

③ 最長、2号認定は就学前まで、3号認定は3歳の誕生日の前々日まで認定します。

認定番号	0 0 0 0 0				△	○	×	□	☆
保護者	フリカ`ナ	シカワ イサヲ							
	氏名	吉川 一郎							
	生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日							
児童	フリカ`ナ	シカワ ハナ							
	氏名	吉川 花子							
	生年月日	令和元年 5月 5日							
交付年月日	令和〇年〇月〇日			認定区分	3号認定子ども				
保育必要性の事由	父		就労						
保育必要量の区分	保育標準時間								
有効期間	令和3年4月1日 から 令和4年5月3日 まで								

## (2) 認定区分

2号又は3号認定に該当する方は、保育を必要とする時間によって、「保育標準時間」か「保育短時間」のいずれかの区分の認定を受けます。それぞれ保育施設を利用できる時間や利用者負担額が異なります。

認定区分	※保育必要量の区分	年齢	利用できる施設
2号認定	保育標準時間	満3歳～	保育所（園） 認定こども園（保育部分） 地域型保育（2歳児クラスまで）
3号認定	又は 保育短時間	満0～2歳	

### ※保育必要量の区分

○保育標準時間・・・フルタイム就労等を想定した利用時間（最長11時間）

(例) 7:00

18:00

11時間（通常保育の最長利用時間＝保育必要量）

延長保育

○保育短時間・・・パートタイム就労等を想定した利用時間（最長8時間）

(例) 7:00

8:30

16:30

延長保育

8時間（通常保育の最長利用時間＝保育必要量）

延長保育

※実際の利用時間帯は、各保育施設の開所時間内で、施設長が認定区分や保護者の状況を考慮して決定します。

※通常保育の最長利用時間を超えた時間は延長保育の扱いとなり、延長保育料が発生する場合があります。

（保育施設紹介ブック参照）

### (3) 保育を必要とする事由

2号又は3号認定を受けるためには、保護者（父母等）が下表「保育を必要とする事由」のいずれかに該当し、保育ができない状況にあることが要件となります。認定事由に該当しなくなった場合は、他の事由が新たに発生しない限り保育施設を利用することができません。

#### 【保育を必要とする事由別の保育必要量および認定期間】

保育を必要とする事由		認定可能な保育必要量		認定期間
		標準時間	短時間	
就労	居宅外労働（フルタイム、パートタイム、夜間勤務等）	○ (※1)	○ (※2)	就労している期間
	居宅内労働（在宅勤務、内職等）	△ (※3)	○ (※2)	
妊娠、出産		○	○	出産予定日の6週間前の日が属する月から 出産日から8週間経過する日の翌日が属する月の末日まで
保護者の疾病、障がい		○	○	医師の診断書等により保育を必要とすると認められる期間
同居又は長期入院等している親族の介護・看護		○	○	介護・看護している期間
災害復旧		○	○	当該事由により保育を必要とすると認められる期間
求職活動（起業準備を含む）		× (※4)	○	90日を経過する日が属する月の末日まで
就学 （職業訓練校等における職業訓練を含む）		○ (※1)	○ (※2)	就学している期間
虐待やDVのおそれがある		○	○	当該事由により保育を必要とすると認められる期間
育児休業取得時に <u>既に保育施設を利用している児童が、継続して保育施設の利用を必要とする</u> <u>※新規入所の児童は該当しません</u>		× (※4)	○	育児休業取得にかかる児童が2歳に達する月の末日まで ※入所中の児童のクラス年齢や育児休業の取得状況により認定期間が変わります。

※1 原則、月120時間以上の就労（就学）をすることが必要です。（実働）

また、120時間未満の就労（就学）であっても、通勤時間や勤務時間帯等により、送迎時間に間に合わないことが明らかな場合は、保育標準時間認定とすることができます。

※2 月64時間以上、120時間未満の就労（就学）をすることが必要です。（実働）

なお、月120時間以上の就労（就学）をしている場合も、希望により保育短時間認定とすることができます。

※3 ※1の条件に加え、提出書類により居宅内労働状況を確認した上で、認定の判断をします。

※4 特別な事情がある場合は、ご相談いただいた内容と状況を勘案し、認定の可否を判断します。

## 2 申込みから利用までの流れ

各締切日までに申請書類一式の提出があれば、申込みの早さは利用調整に影響しません。

書類受付については、原則として保護者が申請書類を持参してください（他市区町村の保育担当課を経由して申し込む場合を除いて、郵送・メール・ファックス等では申込みを受け付けることはできません）。

また、面接は後日別途行いますので、書類提出の際は、お子さんをお連れいただく必要はありません。

4月1日入所に係る面接については、第1希望の保育施設で行います。令和2年10月19日以降に保護者が保育施設へ直接連絡し、日程調整をお願いします。

面接当日は、**必ずお子さんと一緒にお越しください**。また、必要な持ち物を忘れた場合は面接ができませんのでご注意ください。

書類受付及び面接終了後、申請書類をもとに精査・審議し、希望施設への入所の可否を決定（利用調整）します。令和2年度からAIを用いた利用調整を実施しています。

### (1) 令和3年4月からの入所を希望する場合

申込みを以下の日程で受け付けます。

#### ◎一次利用調整

【書類受付】※事前予約制です。市ホームページより予約をお取りください（原則、電話予約はできません）。

右記QRコードより予約ページをご覧ください。

※出生前であっても、分娩予定日等によっては申込み可能です。



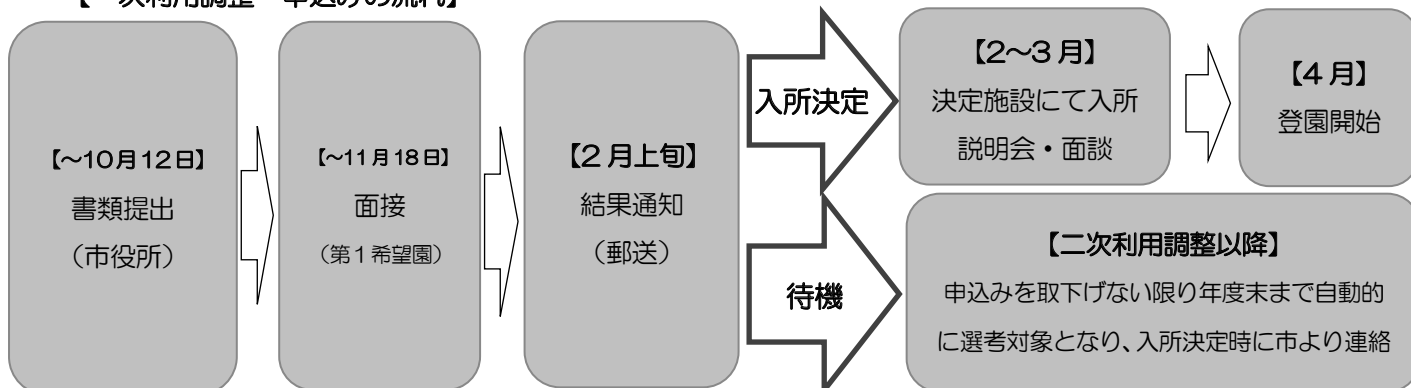
日にち	時間	受付場所	持ち物
(予約制) 令和2年10月3日(土) ～12日(月)	平日 9時～17時 土日 9時～15時 ※いずれも12時～13時を除く	保育幼稚園課窓口	申請書類一式 (P5,6参照)

【面接】※第1希望の保育施設で、面接日程の予約をしてください（令和2年10月19日以降）。

日にち	時間	会場	持ち物
令和2年10月19日(月) ～11月18日(水) ※日曜日、祝日除く	申請書類提出後、第1希望の保育施設へお問い合わせください。	第1希望の保育施設	○母子手帳 ○児童調査書（書類受付時に返却） ○保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表、医師の診断書、障害者手帳等（該当者のみ）

※未出生の場合は、出生後に面接を行いますので、出生後1か月以内に保育幼稚園課へ連絡してください。

#### 【一次利用調整 申込みの流れ】



## ◎二次利用調整

一次利用調整後に、申込みの取下げ等により空きが生じた施設については、二回目の利用調整を下記の日時で行います。  
一次利用調整においてすでに申込みが済んでおり、待機となっている場合は、再度申込みをする必要はありません。この場合、入所が決定したときのみ通知をします。

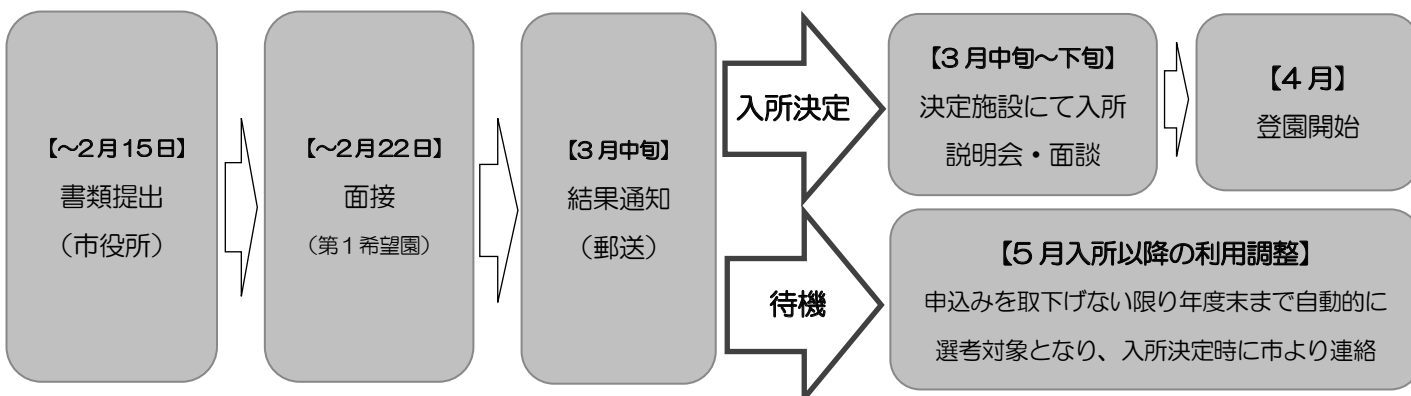
【書類受付】 ※土日祝日、年末年始を除く

日にち	時間	受付場所	持ち物
令和2年11月19日(木) ～令和3年2月15日(月)	8時30分～17時	保育幼稚園課窓口	申請書類一式(P5,6参照)

### 【面接】

令和3年2月22日までに第一希望の保育施設へ直接連絡し、日程調整をお願いします。面接は、お子さんと一緒に行います。持ち物は、4月入所一次利用調整の面接と同様です。なお、未出生の場合は出生後に面接を行いますので、出生後1か月以内に保育幼稚園課へ連絡してください。

### 【二次利用調整 申込みの流れ】



## (2) 令和3年5月以降に入所を希望する場合

保育施設への入所は、毎月1日付けとなっており、希望する利用開始日により申込みの締切日が異なります。入所希望日の申込期限までに保育幼稚園課へ申請書類を提出してください。

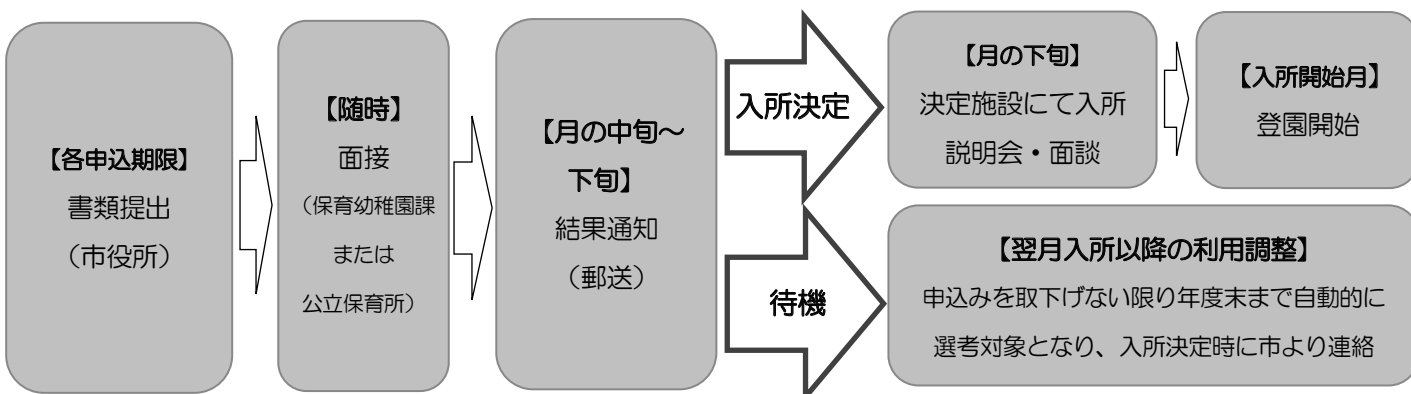
### 【書類受付】

入所希望日	申込期限	入所希望日	申込期限	入所希望日	申込期限
5月1日	4月12日(月)	9月1日	8月10日(火)	1月1日	12月10日(金)
6月1日	5月10日(月)	10月1日	9月10日(金)	2月1日	1月11日(火)
7月1日	6月10日(木)	11月1日	10月12日(火)	3月1日	2月10日(木)
8月1日	7月12日(月)	12月1日	11月10日(水)		

### 【面接】

書類受付時の予約に基づき、保育幼稚園課または公立保育所にてお子さんと一緒に行います。持ち物は、4月入所一次利用調整の面接と同様です。

### 【5月以降入所の利用調整 申込みの流れ】



### 3 申込みに必要なもの

各種様式は保育幼稚園課窓口にて配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

#### (1) すべての方が必要な書類

書類名称	備考
A 教育・保育給付認定申請書(2・3号用)兼 保育利用申込書	お子さん1人につき1枚必要
B 提出書類確認票	1枚で複数人分記入可
C 個人番号(マイナンバー)記入用紙	
D 保育施設の利用に関する確認書兼同意書	
児童調査書<0~2歳児クラス>または<3~5歳児クラス>	お子さん1人につき1枚必要
「保育を必要とする事由」を証明する書類 (※)	原本1部、兄弟分は写し可

#### ※「保育を必要とする事由」を証明する書類 について

保護者(父母等)及び18歳以上65歳未満の同居者(兄弟姉妹、祖父母、その他同居人等、一つ屋根の下で生活している者をいい、世帯分離している場合を含む) について、それぞれの状況ごとに下表の該当する書類を提出してください。

各証明書は、証明日が申込期限からおおむね1か月以内のものが有効となります。

対象者の状況	書類名称	備考
外勤している(内定を含む)	勤務(内定)証明書 (不規則勤務の場合はシフト表添付)	就労先が複数ある場合は、それぞれ必要
自営・在宅勤務等	勤務(内定)証明書	仕事内容・実績がわかるもの
	就労状況申告書	
	就労状況申告書に定める添付書類	
内職をしている	内職従事・収入証明書	仕事内容・実績がわかるもの
	就労状況申告書	
	就労状況申告書に定める添付書類	
出産の前後	母子手帳の写し	表紙と分娩予定日がわかるページ
育児休業取得中	勤務(内定)証明書	休業期間が明記されたもの
病気	診断書又は要介護認定証の写し	保育が困難な状況、その期間が記載されたもの
障がいを有する	障害者手帳の写し	対象者の氏名、障害名、障害等級、有効期限(記載がある場合)がわかる部分
病人や要介護者を看護(介護)している	申立書	障害者を看護(介護)している場合は、障害者手帳(対象者の氏名、障害名、障害等級、有効期限(記載がある場合)がわかる部分)の写しを添付
	診断書又は要介護認定証の写し	
	スケジュール表	
災害復旧	罹災証明書	
求職中	求職活動申告書	
就学中	学生証の写し又は在学証明書	学生証の写し及び在学証明書は、対象者の氏名及び在学期間が記載されたもの
	時間割表等就学時間のわかる書類	
虐待やDV	支援措置決定通知書など	公的機関から発行された意見書等の書類
その他	保育をすることができないことを証明する書類	

## (2) その他世帯の状況により提出が必要な書類

世帯の状況	必要な書類
令和3年4月～8月の利用を希望する方で、税額算定対象者の令和2年1月1日現在の住所地が吉川市外の場合	★税額算定対象者の令和2年度住民税課税(非課税)証明書(※) (令和2年1月1日現在の住所地の自治体で発行されます)
令和3年9月～令和4年3月の利用を希望する方で、税額算定対象者の令和3年1月1日現在の住所地が吉川市外の場合	★税額算定対象者の令和3年度住民税課税(非課税)証明書(※) (令和3年1月1日現在の住所地の自治体で発行されます)
申込対象児童の兄姉(未就学児)が、次のいずれかに該当する場合 ・施設等利用給付認定を受けずに新制度未移行幼稚園、特別支援学校幼稚部を利用している ・企業主導型保育事業を利用している	○施設等を利用していることがわかる証明書 (在園証明書等)
世帯に次に掲げる者(在宅に限る)を有する場合 ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けた者 ・特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金の受給者	★障害者手帳等の写し (対象者の氏名、障害名、障害等級、有効期限(記載がある場合)がわかる部分)
申込対象児童にアレルギー症状や、障がい、疾病があり、集団生活の中で配慮を要する場合(P8,15参照)	○保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表 ★障害者手帳の写し(交付を受けている場合) ○医師の診断書等
保育を必要とする事由が保護者(2人いる場合は両方)の就労に該当し、申込対象児童を認可外保育施設等(※)に1か月以上前から有料で、週4日以上かつ1日4時間以上預けている場合  ※「認可外保育施設等」とは 認可外保育施設のほか、幼稚園・認定こども園教育部分(通常保育に加え、延長保育や預かり保育を利用している場合に限り)及び公立保育所・認可保育園での一時預かり事業を含む。また複数の施設の利用を合算して条件を満たす場合は該当します。	○認可外保育施設等在園証明書
入所月の前月末日までに吉川市へ転入予定の場合(P7参照)	<u>住宅を購入または借用する場合</u> ○転入先住所及び転入時期が確認できる不動産売買契約書または賃貸借契約書の写し <u>すでに居住している人のもとへ転入する場合</u> ○同居予定確認書

★市が公簿の確認(マイナンバー制度による情報連携を含む)をすることにより、書類の提出を省略することができます。公簿の確認を希望する場合は、申込みの際にお申し出ください。なお、公簿による確認が出来なかった場合は、改めて書類の提出を依頼することがあります。

### ※「住民税課税(非課税)証明書」について

自治体により名称が異なる(課税証明書、所得証明書等)ことがありますので、必ず、市区町村民税均等割課税額及び所得割課税額が証明されているものをご提出ください。

また、配当控除・外国税額控除・寄付金税額控除・住宅借入金等特別税額控除の額が記載されているものをご提出ください。いずれかが省略されていると、追加で書類の提出が必要となる場合があります。

## 4 広域入所（市外の保育施設の利用等）について

### (1) 吉川市外に住民登録があり、吉川市内の保育施設の利用を希望する場合

以下の申込要件のいずれかに該当する場合は、吉川市外に住民登録がある場合でも、吉川市内の保育施設に申し込むことができます。申込みは、原則お住まいの市区町村で行ってください。

#### 【申込要件】

- ・入所希望月の前月末日までに吉川市内へ転入することが、書面において確認できる場合
- ・吉川市内に保護者の勤務先があり、当該勤務先で週4日以上かつ月64時間以上就労している場合（休憩時間を除く）

#### 【必要書類】

- ① 申請書類一式（可能な限り当市様式のご使用をお願いします）
- ② 不動産売買契約書や賃貸借契約書の写しまたは同居予定確認書（転入予定者のみ①と併せて提出が必要）

#### 【締切日】

入所希望月		締切日	備考
令和3年4月入所	一次受付	令和2年10月12日（月）	必着
	二次受付	令和3年2月15日（月）	
令和3年5月以降の入所		入所希望月の前月10日 ※土日祝日にあたる場合は、翌開庁日	

#### 【転入予定の場合の留意事項】

- ・転入することが確認できる書類の提出ができない場合は申込みできません。
- ・入所月の前月末日までに住所異動の手続きがされない場合は、入所内定を取り消します。
- ・転入後は保育幼稚園課にて住所異動の届け出および申請書類の書き換えが必要となりますので、転入のお手続きの際は、あわせて保育幼稚園課へ必ずお立ち寄りください。

### (2) 吉川市内に住民登録があり、吉川市外の保育施設を希望する場合

希望する保育施設が所在する市区町村の定める申込要件に該当する場合に、吉川市外の保育施設へ申し込むことができます。申込要件や必要書類、選考方法は市区町村により異なりますので、事前に希望先の市区町村の保育担当課にご確認のうえ、吉川市役所保育幼稚園課にて申込みをしてください。

なお、市区町村の多くは管内に住民登録がある方の申込みが優先となり、管外に住民登録がある方の受入れは定員に空きがある場合に限られることが一般的ですので、予めご留意ください。

#### 【必要書類】

- 申込に必要なもの 一式（P5,6 参照）
- 希望先の市区町村にて必要とする書類

#### 【締切日】

希望先の市区町村が定める締切日のおおむね10日前

#### 吉川市から転出予定の方

上記（2）の手続きを取ることで、転出前にあらかじめ転出先市区町村の保育施設の利用申込みを行うことができます。

また、すでに吉川市内の保育施設に入所しており、転出される場合は、転出前の保育施設を継続して利用することができる場合がありますので、保育幼稚園課までお問い合わせください。



## 5 申込みに関する留意事項

### (1) 発達に心配のあるお子さんや軽い障がいがあるお子さん

軽い発達の遅れや障がいがあるが、日々通所し集団保育を受けることができるお子さんを対象に、障がい児保育を実施しています。発達等に心配がある場合は、利用調整前に保育所生活を体験していただくなど受け入れ環境の準備が必要となりますので、必ず事前に保育幼稚園課にご相談ください。また、申込みには医師の診断書等の提出が必要となる場合があります。なお、集団保育が可能なお子さんであっても、保育時間の希望に添えない場合がありますので予めご了承ください。

### (2) 保育施設の見学

施設によってさまざまな特色がありますので、入所後のミスマッチを防ぐためにも申込み前に見学することをお勧めします。ただし、新型コロナウイルス感染症対策のため、見学できない場合があります。詳細は各保育施設に直接お問い合わせください。

### (3) 保育施設を利用できる日及び時間

お子さんをお預かりすることができる日は、保護者が認定を受けた「保育を必要とする事由」に該当している日のみです。冠婚葬祭、兄弟姉妹の学校行事、趣味やレジャー等を理由に保育施設を利用することは原則できません。

また、お子さんをお預かりすることができる時間は、保護者の就労（就学、看護・介護等）時間及び通勤・通学時間を合わせた最低限の時間となります。買い物、保護者の食事、夕食の準備や兄弟姉妹の習い事の同行等の時間は含まれません。

### (4) 申込後や入所後の手続き

#### ◎育児休業中に入所が決定した場合

育児休業中の方は、原則入所月の翌月 1 日までに復職することが入所の条件となります（復職しない場合は退所となります）。また、復帰後 1 か月以内に直近 1 週間の勤務実態が記載された勤務証明書を再度提出する必要があります。

#### ◎2歳児までの地域型保育に入所した場合

3歳児以降は、他の保育施設に再度新規申込みを行うか、幼稚園等教育施設を利用することが考えられます。保育施設に申込みを行う場合は、指数による利用調整を行うため必ず入所できるわけではありませんので、予めご了承ください。

また、幼稚園等教育施設による預かり保育の拡充が進み、共働き家庭等のお子さんも教育を受けることができる環境が整いつつあります。よりご家庭にあった施設をご検討ください。

#### ◎転所について

一度入所した保育施設から他の保育施設への転所を申し込むことができます。申込みは保育施設に入所した月の翌月の入所分から受付可能です（例：4月からの入所が決定した方は、5月入所分から転所を申し込むことができます）。申込期限までに、新規の申込みと同様、申請書類一式を保育幼稚園課へご提出ください。

なお、利用調整については、新規入所申込者と同様に行い、利用調整の結果転所が承諾された場合は、いかなる理由があっても転所前の施設に戻ることはできませんのでご注意ください。

#### ◎現況届等について

子ども・子育て支援法に基づき、年 1 回、現況届などの提出をもって保育必要性の状況を確認します。毎年 9 月頃、在籍園を通じて通知します。

## 6 申込内容の変更に伴う手続き

家庭状況や保育施設の利用状況、保育を必要とする事由に変更がある場合は、提出期限までに保育幼稚園課又は在籍園に下記書類をご提出ください（ご提出の時期が20日以降となる場合は、下記の提出期限までに保育幼稚園課へ直接または郵送（必着）でご提出ください）。

なお、教育・保育給付認定の変更に伴う保育必要量（預かり時間）及び利用者負担額（保育料）の変更については、原則、書類をご提出いただいた月の翌月1日からの適用となります。

（※）教育・保育給付認定変更申請書（兼）申請内容変更届

変更内容	提出書類		提出期限	備考
	変更申請書 （※）	その他		
市外転出	○	<入所中> 保育利用解除申出書  <申込中> 保育利用申込取下書	転出日まで	転出後、引き続き保育施設の利用（申込）を希望する場合は、別途手続きが必要となりますので、保育幼稚園課までご相談ください。  ※「保育施設を退所」の欄もご参照ください。
市内転居	○			
氏名、連絡先	○		変更が生じた月の 末日まで	
世帯構成（離婚・ 婚姻・単身赴任等）	○			
保育を必要とする 事由の変更	○	<b>保育を必要とする事由を証明する書類</b> <u>（P5参照）</u>	<b>変更が生じる月の前月 末日まで</b>	20日以降の提出については保育幼稚園課宛てに直接または郵送（必着）でご提出ください。
保育必要量の変更 （標準時間・短時間）	○	変更内容が確認できる証明書類 （勤務時間が増えたことがわかる勤務証明書など）	<b>（※早めのご提出にご協力ください）</b>	
保育施設を退所	○	保育利用解除申出書	<b>退所日まで</b> （過去に遡って退所することはできません）	<b>随時入所申込みの締切日（毎月10日）まで</b> にご提出いただければ、 <b>翌月1日入所の空き人数に反映することができますので</b> 、ご協力をお願いします。
長期欠席 （1か月以上）	—	保育幼稚園課へご連絡ください。	<b>欠席の意思決定後速やかに</b>	里帰り出産や児童の病気等特別な理由を除き、長期欠席する場合は原則退所となります。
希望施設を変更するとき	—	保育利用申込内容変更届出書（兼）保育利用申込取下書	各月の申込期限まで	
申込を取り下げたいとき	○			

## 7 利用者負担額（保育料）

### (1) 決定方法

保育施設の利用者負担額は、世帯の市区町村民税額、お子さんのクラス年齢及び保育必要量によって、下表から決定します。決定した利用者負担額は、保育施設への入所が決まりましたらお知らせします。

#### 【令和3年度利用月ごとの参照税額】

8月分までと9月分以降で、利用者負担額算定に用いる税額の年度が変わります。

4月 5月 6月 7月 8月 **9月** 10月 11月 12月 1月 2月 3月

前年度の市区町村民税額に基づく利用者負担額 (平成31年1月～令和元年12月の収入を基に算定)	当年度の市区町村民税額に基づく利用者負担額 (令和2年1月～12月の収入を基に算定)
--	---

#### 【2・3号認定利用者負担額表】

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）円			
			3歳未満児		3歳以上児	
階層区分	定義（金額は世帯の市区町村民税所得割課税額）	推定年収	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯等		0	0		
第2階層	非課税世帯	～約260万円	0	0		
第3階層	均等割のみ課税世帯	～約270万円	6,300	6,000		
第4階層	20,000円未満		9,500	9,200		
第5階層	20,000円以上48,600円未満	～約330万円	12,700	12,400		
第6階層	48,600円以上60,700円未満		14,700	14,300		
第7階層	60,700円以上72,800円未満		16,800	16,400		
第8階層	72,800円以上84,900円未満		18,900	18,500		
第9階層	84,900円以上97,000円未満	～約470万円	21,000	20,600		
第10階層	97,000円以上117,000円未満		24,400	23,900		
第11階層	117,000円以上135,000円未満		27,800	27,200		
第12階層	135,000円以上169,000円未満	～約640万円	31,200	30,600		
第13階層	169,000円以上213,000円未満		35,000	34,200		
第14階層	213,000円以上257,000円未満		38,800	38,000		
第15階層	257,000円以上301,000円未満	～約930万円	42,700	41,900		
第16階層	301,000円以上349,000円未満		49,300	48,300		
第17階層	349,000円以上397,000円未満	～約1,130万円	56,000	55,000		
第18階層	397,000円以上	約1,130万円～	56,000	55,000		

令和元年10月1日からの  
幼児教育・保育無償化により、  
3～5歳児クラスのお子さんの  
利用者負担額は無料になります。  
(P12参照)

※ 利用者負担額は、世帯におけるすべての税額算定対象者の市区町村民税額を合算して算定します（P11参照）。

※ 利用者負担額の算定に用いる市区町村民税所得割課税額は、配当控除、外国税額控除、寄付金税額控除及び住宅借入金等特別税額控除適用前の額を用います。

※ 上記利用者負担額のほか、延長保育料、給食費、教材費、制服代等の実費徴収があります（P15及び保育施設紹介ブック参照）。施設により金額が異なりますので、事前に希望する保育施設へご確認をお願いします。

※ 税額算定対象者の課税証明書等必要書類が提出されていない場合や、市区町村民税の申告がされていない場合は、利用者負担額を最高額で決定します。

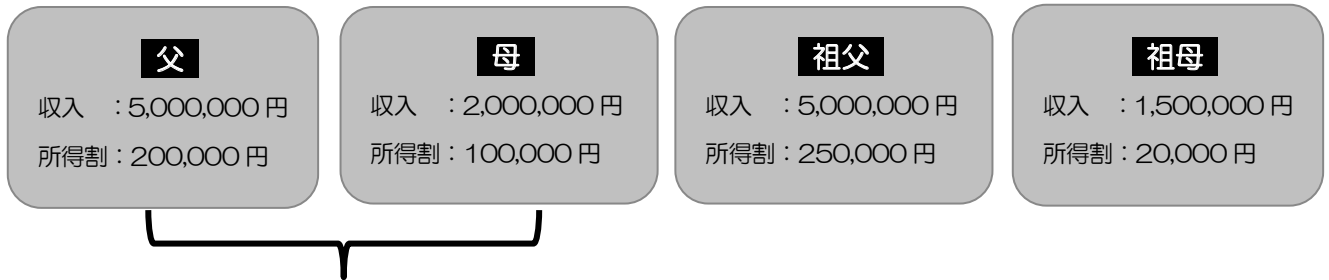
## 【税額算定対象者及び合算】

婚姻状態にある保護者（父母等）は、税額算定の対象となり、同居・別居に関わらず市区町村民税額を合算します。なお、離婚している場合であっても、同居の場合は合算します。その他、お子さんと生計を一にする保護者以外の扶養義務者については、家計の主宰者である場合に限り、税額算定対象者として市区町村民税額を合算します。下記の計算例をご参照ください。

※所得割＝市区町村民税所得割課税額（配当控除、外国税額控除、寄付金税額控除及び住宅借入金等特別税額控除適用前）

※利用者負担は標準時間認定の場合を想定

例① 世帯構成：父、母、子（保育所3歳児クラス）、子（保育所1歳児クラス）、祖父、祖母

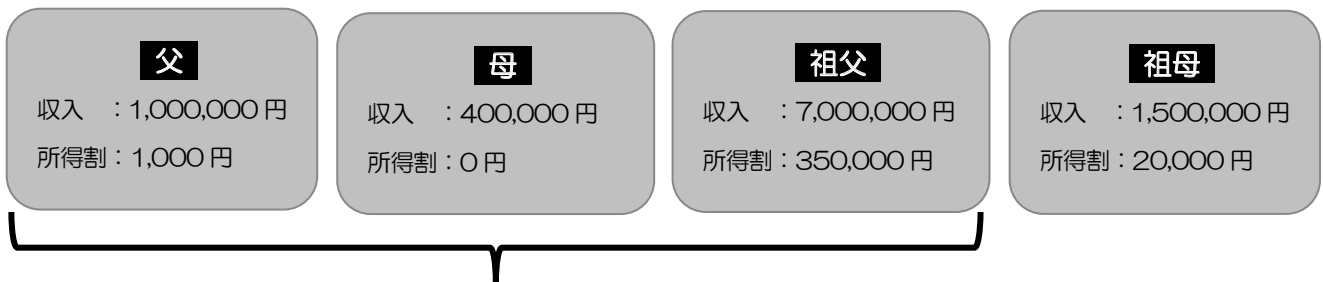


父母ともに所得割が発生しているため、合算して算出。（祖父母合算なし）

200,000円（父の所得割）＋100,000円（母の所得割）＝300,000円 → 第15階層

【利用者負担】 3歳児：0円（無料） 1歳児：21,350円（42,700円の半額）

例② 世帯構成：父、母、子（保育所3歳児クラス）、子（保育所1歳児クラス）、祖父、祖母



父母とも給与収入が103万円以下のため、最も収入の高い祖父を家計の主宰者とみなし、3名の所得割を合算して算出。

1,000円（父の所得割）＋0円（母の所得割）＋350,000円（祖父の所得割）＝351,000円 → 第17階層

【利用者負担】 3歳児：0円（無料） 1歳児：28,000円（56,000円の半額）

例③ 世帯構成：母（ひとり親）、子（保育所3歳児クラス）、子（保育所1歳児クラス）、祖父、祖母



減免制度については、  
P12(3)【2】を参照

母の給与収入が103万円以下のため、最も収入の高い祖父を家計の主宰者とみなし、2名の所得割を合算して算出。

0円（母の所得割）＋65,000円（祖父の所得割）＝65,000円 → 第7階層

【利用者負担】 3歳児：0円（世帯の所得割が77,101円未満のひとり親世帯等に該当するため、副食費も免除）  
1歳児：0円（世帯の所得割が77,101円未満のひとり親世帯等に該当する第2子のため免除）

## (2) 幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月1日からの幼児教育・保育の無償化により、保育所、認定こども園などを利用する3～5歳児クラスの子ども、市区町村民税非課税世帯の0～2歳児クラスまでの子どもの利用者負担額（保育料）が無料になります。

なお、3～5歳児クラスの給食費（主食費・副食費）については、実費徴収（主食費）と保育料の一部（副食費）で賄われていましたが、これらはご自宅で子育てをする方々にも生じる費用（食費）であることから、保育所等を利用する方々も同様に、引き続きその費用をご負担いただくこととなりました。このうち副食費については、世帯の所得状況や子どもの数に応じて減免の制度があります（「(3) 各種減免制度」参照）。

## (3) 各種減免制度 上から順に該当するかどうかを確認してください。

### 【1】 生活保護世帯等（※） 及び市区町村民税非課税世帯への減免

3歳以上児の副食費が免除されます。

3歳未満児の利用者負担額（給食費含む）は0円です。

#### ※「生活保護世帯等」とは

- ・生活保護法による被保護世帯
- ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付の受給者が属する世帯
- ・保護者が児童福祉法に規定する里親である世帯

### 【2】 ひとり親世帯等への減免

市区町村民税所得割課税額が77,101円未満(利用者負担額表の第3～7階層及び第8階層の一部)で、ひとり親世帯等（※）に該当する場合

多子算定の対象範囲内で年齢の高い順		利用者負担額または副食費	多子算定の対象範囲
第1子	3歳未満児	<利用者負担額> 半額(ただしその額が9,000円を超える場合は9,000円)	保護者と生計を一にする者のうち、①保護者に監護される者(未成年者)、②保護者に監護されていた者(①が成年に達した場合)、③保護者またはその配偶者の直系卑属(①②を除く)を算定対象とする。 なお、保護者と算定対象者が別居している場合は、生計を一にしていることが確認できる書類(住民票、学生証等の写し及び仕送り等の送金情報等)の提出が必要。
	3歳以上児	<副食費> 無料	
第2子以降	3歳未満児	<利用者負担額> 無料	
	3歳以上児	<副食費> 無料	

#### ※「ひとり親世帯等」とは

- ・母子(父子)世帯等、教育・保育給付認定保護者に配偶者がいない世帯
- ・次に掲げる者(在宅に限る)を有する世帯 **→障害者手帳等の写しを提出してください**  
身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者
- ・教育・保育給付認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

【3】 年収360万円未満相当世帯への減免

市区町村民税所得割課税額が57,700円未満(利用者負担額表の第3～5階層及び第6階層の一部)の世帯

多子算定の対象範囲内で年齢の高い順		利用者負担額 または副食費	多子算定の対象範囲
第1子	3歳以上児	<副食費> 無料	保護者と生計を一にする者のうち、①保護者に監護される者(未成年者)、②保護者に監護されていた者(①が成年に達した場合)、③保護者またはその配偶者の直系卑属(①②を除く)を算定対象とする。  なお、保護者と算定対象者が別居している場合は、生計を一にしていることが確認できる書類(住民票、学生証等の写し及び仕送り等の送金情報等)の提出が必要。
第2子	3歳未満児	<利用者負担額> 半額	
	3歳以上児	<副食費> 無料	
第3子 以降	3歳未満児	<利用者負担額> 無料	
	3歳以上児	<副食費> 無料	

【4】 多子世帯への減免

① 2人以上の児童が教育・保育施設等を利用している世帯

多子算定の対象範囲内で年齢の高い順		利用者負担額 または副食費	多子算定の対象範囲
第2子	3歳未満児	<利用者負担額> 半額	保護者と生計を一にする者のうち、 <b>負担額算定基準子ども(※)</b> を算定対象とする。
第3子 以降	3歳未満児	<利用者負担額> 無料	
	3歳以上児	<副食費> 無料	

※「負担額算定基準子ども」とは

小学校就学前の子どものうち、次の教育・保育施設等を利用している者をいいます。

- ・認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、保育所、地域型保育(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業者内保育)を利用している
- ・企業主導型保育事業を利用している
- ・児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援を受けている
- ・児童心理治療施設に通所している

→ 企業主導型保育事業を利用している方、施設等利用給付認定を受けずに新制度未移行幼稚園や特別支援学校幼稚部を利用している場合は、利用先から発行される在園証明書等を提出してください。

② 3人以上の子どもが同居している又は生計を一にしている世帯

多子算定の対象範囲内で年齢の高い順		利用者負担額	多子算定の対象範囲
第3子 以降	3歳未満児	<利用者負担額> 無料	保護者と生計を一にする者のうち、①保護者に監護される者(未成年者)、②保護者に監護されていた者(①が成年に達した場合)、③保護者またはその配偶者の直系卑属(①②を除く)を算定対象とする。  なお、保護者と算定対象者が別居している場合は、生計を一にしていることが確認できる書類(住民票、学生証等の写し及び仕送り等の送金情報等)の提出が必要。

## 【5】 その他の減免

次の要件に該当し、利用者負担額を納付することが困難であると認められる場合

区分	減額及び免除の条件	減額及び免除の割合
天災・災害	教育・保育給付認定保護者が天災その他の災害により著しく損害を受け、利用者負担額を納付することが困難と市長が認めた場合。ただし、活用できる資産のある場合を除く。	市長が認める割合
死亡・疾病・障がい	教育・保育給付認定保護者の死亡、長期にわたる疾病又は障がいを有することとなったことにより、生活が著しく困難と市長が認めた場合。ただし、活用できる資産のある場合を除く。	市長が認める割合
所得の減少	退職、休職又は傷病等の理由により当該年の所得の著しい減少により生計困難となった場合で、教育・保育給付認定保護者の当該年の所得（年間推定）の前年に対する減少の割合が30パーセント以上の場合。ただし、活用できる資産のある場合を除く。	当該年の所得（年間推定）により再計算（推定）をし、その階層に属する保育料まで減額又は免除する。
異常な出費	当該年において、所得の減少はないが不慮の事故、傷病等による異常な出費（生命保険等で補填される金額を除く。）があり、生計が困難となった場合で教育・保育給付認定保護者の所得（年間推定分－異常な出費）の前年に対する減少の割合が30パーセント以上の場合。ただし、活用できる資産のある場合を除く。	当該年の所得（年間推定分－異常な出費）により、税の再計算をし、その階層に属する保育料まで減額又は免除する。
利用停止	入所児童が疾病又は事故等により、やむを得ず保育所を長期欠席（1月以上、月単位）した場合	免除
その他	特別な事情があり、市長が必要と認めた場合	市長が認める割合

## （4） 納入方法

### 【私立保育所・市内公立保育所】

利用者負担額は、口座振替により毎月月末に振替をします。ただし、振替日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日に振替を行います。

入所決定後に口座振替手続きに関するご案内をしますので、速やかに取扱金融機関で手続きをお願いします。

取扱金融機関一覧			
埼玉りそな・りそな銀行	みずほ銀行	三井住友銀行	三菱UFJ銀行
常陽銀行	武蔵野銀行	栃木銀行	さいかつ農業協同組合
東京東信用金庫	亀有信用金庫	城北信用金庫	朝日信用金庫
埼玉縣信用金庫	青木信用金庫	ゆうちょ銀行	

### 【認定こども園・地域型保育（小規模保育、事業所内保育等）・市外公立保育所】

直接、利用者負担額を各施設または自治体に納付します。納付日や納付方法については各施設または自治体に直接お問い合わせください。

## （5） 滞納処分の実施

利用者負担額を滞納した場合には、延滞金がかかります。また、地方税法の例により、財産調査を実施し、給与差押等の滞納処分を行うことがあります。保護者の皆さんが負担する利用者負担額は大切なお子さんのために使うものです。必ず期限内に納めてください。なお、期限内納付が困難な場合には、必ず保育幼稚園課までご相談ください。

## 8 利用者負担額以外の費用

保育施設によって、次の費用等を負担していただく場合があります。内容や費用は保育施設によって異なりますので、詳細は保育施設紹介ブックをご覧ください。

### (1) 延長保育料

勤務・通勤時間等の事情によりお子さんの送り迎えが通常保育の時間に間に合わない方に限り、開所時間の範囲内で必要時間に応じて有料（一部無料）で延長保育を利用することができます。

### (2) 給食費（主食費・副食費）

3～5歳児については、給食費（主食費・副食費）がかかります（副食費の免除についてはP12～13参照）。

0～2歳児については、保育料の一部に給食費が含まれているため、実費の徴収はありません。

### (3) 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度

独立行政法人日本スポーツ振興センターが、保育施設の設置者と保護者が支払う共済掛金及び国の補助金を財源として、保育施設の管理下において子どもたちの負傷、病気、障がい、死亡といった災害が起きた場合に、保護者に対して医療費、障害・死亡見舞金の給付を行う制度です。

#### 【共済掛金】

掛金は、お子さん1人あたり年額365円ですが、保育施設の設置者が125円を負担しますので、保護者の負担額は240円になります。ただし、生活保護世帯については保護者の負担はありません。

※令和2年度は年額365円ですが、同センターの規約変更により、金額が変わることがあります。

#### 【加入方法】

加入は任意ですが、保育施設での事故等に対する医療費の補てん等が受けられますので、加入をお勧めします。4月下旬頃に保育施設から申込み方法等詳細をご案内しますので、保育施設にてお申込みください。

なお、施設によっては他の保険に加入する場合があります。

## 9 給食

### (1) 給食の内容

（参考）公立保育所の給食

対象	年齢	時間	給食の組合せ
乳児	0歳児（6ヶ月から）		ミルク・離乳食・果物・乳製品等
	1～2歳児	午前のおやつ	牛乳と乳製品または果物
		昼食	ご飯・主菜・副菜（1～2品）・汁物
	午後のおやつ	牛乳と乳製品または果物と菓子など3品	
幼児	3～5歳児	昼食	ご飯・主菜・副菜（1～2品）・汁物
		午後のおやつ	牛乳と果物や菓子など2品

※菓子は保育施設用に作られた合成添加物が使用されていない菓子や保育所の手作りおやつを提供しています。

### (2) 離乳食の対応

1歳未満の乳児については、ご家庭と連絡を取りながら離乳児期に合わせた離乳食の対応をしています。

### (3) アレルギー除去食の対応

お子さんが食物アレルギー等で、医師の指示により食事の個別対応を必要とする場合には、栄養士等との面談を行い、除去食等の対応をしています。面接時に、「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を提出してください。

※利用施設決定後、再度医師の診断書等が必要となる場合があります。

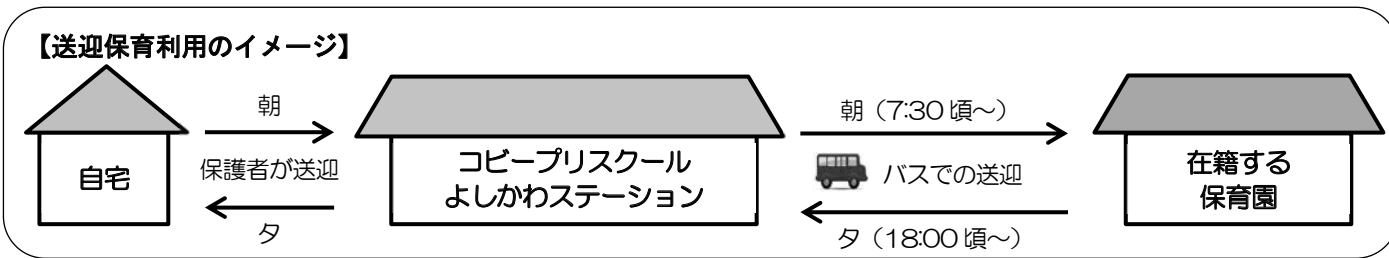
### (4) 完全給食

3歳児以上のお子さんについては、パン又はご飯等の主食とミルク、おかずで構成される完全給食を全保育施設で提供しています。



## 10 送迎保育

やむを得ない理由で在籍保育所の開所時間内の送り迎えに間に合わない方を対象として、コピープリスクールよしかわステーションを起点に、市内の認可保育所と連携して送迎保育を実施しています。※小規模保育施設は対象外です。



【利用対象】 以下の条件を全て満たす方

- ・市内認可保育所に通う満1歳以上の児童
- ・保育標準時間認定で延長保育を利用
- ・仕事等の都合により在籍保育所の開所時間内に送迎が間に合わない

【利用料金】

朝のみ	1回 100円		
18時～20時	18時～19時	利用時間に関わらず、一律300円	※延長保育料及び捕食代含む
	19時以降	30分 150円	
定期利用	月額6,000円（朝・夕方の送迎保育を1か月のうち何度でも利用可能）		

【利用方法】

事前登録が必要です。利用を希望する方は、コピープリスクールよしかわステーション（電話：048-971-7361）へ事前にお問い合わせください。

## 11 子育て支援についてのご案内

開設時間は変更となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

### (1) 吉川市健康増進課(子育て世代包括支援センター)

妊娠・出産から子育て期にわたる様々なご相談を受け付けています。

【受付時間】 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8時30分～17時

【場 所】 吉川市保健センター（吉川市吉川2-1-13） 【電話番号】 048-982-9804

### (2) 子育て支援センター

在宅している就学前の子どもやその保護者を対象に、子や親同士のふれあいや遊び場を提供したり、子育てに関する相談を受けたりなど、子育てを支援します。

名称	場所	開設日時	電話番号
吉川市子育て支援センター	市民交流センターおあしす2階 （吉川市きよみ野1-1）	月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 8時30分～17時	048-984-6377
美南子育て支援センター 美南の風	美南小学校内1階 （吉川市美南4-17-3）	月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 土曜不定期開所 10時～15時	048-983-5267
中央子育て支援センター ぴこの森	吉川団地名店街内 （吉川市吉川団地1-7-106）		048-971-8865

### (3) 児童館ワンダーランド

アスレチック遊具やプラネタリウムを備え、遊びながら運動や学習に親しむ習慣を形成する、未来を担う子どもたちのための施設です。様々なイベントがあり、幅広く楽しむことができます。

【受付時間】 9時～17時（夏休み期間は18時まで）

【場 所】 吉川市美南5-3-1 【電話番号】 048-981-6811

## 12 その他の保育制度のご案内

### (1) 一時預かり事業

仕事や冠婚葬祭等の事情により、家庭での保育が困難な乳幼児を一時的に保育するサービスです。詳細は、各実施保育施設へお問い合わせください。

種類	利用できる条件	利用可能期間
非定型保育サービス	保護者の就労、職業訓練、就学等により、断続的に家庭において保育できないとき	週3日以内
緊急保育サービス	保護者の病気、災害、事故、出産、介護、冠婚葬祭などにより、緊急に一時的に家庭において保育できないとき	原則1か月以内
リフレッシュ保育サービス	保護者の育児疲れなどによるリフレッシュを図るため、一時的に保育が必要なとき	月1日

#### 【利用対象】

吉川市に居住しており、保育施設に入所していない、生後6ヶ月～就学前までの児童  
(コピープリスクールよしかわステーションは満1歳以上から利用可)

#### 【実施保育所・料金等】

実施保育所	利用定員	保育時間	利用料金
第一保育所 住所：吉川市きよみ野2-22-1 電話：048-982-0259	各保育所 1日あたり 10名程度	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)  8時30分 ～16時30分	3歳児未満 1,700円/日 3歳児以上 1,600円/日 (給食費含む)
第二保育所 住所：吉川市木売新田16 電話：048-982-5300			
コピープリスクールよしかわステーション 住所：吉川市木売1-8-3 電話：048-971-7361			1時間 500円 (給食費含まず)

※ お子さんの年齢や発達の状況(歩行及びコップでの水分補給ができることが望ましい)、保育施設の受入状況等によっては、利用希望に沿えない場合もありますので予めご了承ください。

#### 【利用方法】

利用には事前登録・面接が必要です。利用を希望する場合は、事前に利用を希望する保育施設にお問合せください。

### (2) 病児・病後児保育事業

保護者の仕事の都合や疾病、出産等の理由により、家庭において保育できない病中又は病気回復期のお子さんを、かかりつけの医師が「保育室の利用が可能」と判断した場合に、市が委託する施設で看護師や保育士が一時的にお預かりします。

#### 【病児・病後児保育の概要】

実施施設	定員	保育時間
埼玉クリニック2階 病児・病後児保育室「めぐみ」 住所：吉川市富新田245 電話：048-982-3381	1日につき原則4人 (先着順)	月～土曜日(祝日、年末年始を除く) 8時～18時

【利用対象】 市内在住又は市内の保育施設、小学校等に通う生後3ヶ月から小学校3年生までのお子さん

【利用料金】 2,000円/日(5時間未満の利用の場合は1,000円)

【利用方法】 事前登録が必要です。市役所保育幼稚園課又は実施施設にてお申込みください。

### (3) 認可外保育施設

認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設の他、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。


利用料金や保育時間、受入可能数等は施設・事業者によって異なりますので、詳細は各施設・事業者に直接お問い合わせください。

#### 【認可外保育施設】

乳幼児を保育することを目的とする、児童福祉法に基づく児童福祉施設として埼玉県の認可を受けていない施設・事業者の総称です。年1回、市が立入調査を行っています。

施設名	住所	電話番号	運営者
八島家庭保育室	吉川市保 1-36-5	048-982-1467	八島文雄
こぐま保育園フレンズ	吉川市木売 1-9-4	048-981-6577	キッズベアー(株)
hoiku 縁きのご組	吉川市美南 5-9-8	048-940-0100	遠藤博之
リトルベアー保育園	吉川市木売 2-7-9	048-971-8642	キッズベアー(株)
カトリア保育園	吉川市木売 2-19-12 アズコム吉川 102	048-982-7771	社会福祉法人 千歳会

【居宅訪問型保育事業者(ベビーシッター)】※ 利用を希望する方は、マッチングサイトをご覧ください。

事業者名	子ども預かりサービスのマッチングサイト URL/ORコード
馬場 美保	<a href="https://kidsline.me/sitters/show/u2042639704">https://kidsline.me/sitters/show/u2042639704</a> 

### (4) よしかわファミリー・サポート・センター

子どもを預けたい方(利用会員)と預かる方(協力会員)が会員になって、地域の中で助け合いながら子育てをする相互援助組織です。センターが条件や要望にあった会員同士を紹介し、仕事と子育ての両立を支援します。

#### 【支援内容】

保育施設への送迎や一時保育等を行います(子どもを預かる場合は、協力会員の家で預かります)。

利用時間は6時~20時までです。

#### 【利用対象】

0歳~小学校6年生

#### 【利用料金】

月曜日~金曜日 300円(30分あたり)

土曜日・日曜日・祝日 400円(30分あたり)

#### 【利用方法】

事前に会員登録が必要です。市民交流センターおあしす2階「子ども室」内のよしかわファミリー・サポート・センター(電話:048-984-6378)へお問合せください。

※ (1)~(4)の施設・事業については、「子育てのための施設等利用給付(=無償化)」の対象となります。子育てのための施設等利用給付を受給するためには、事前に「施設等利用給付認定」を受ける必要があります(P19参照)。

※ このほか、宿泊を伴う保育や病児保育など、緊急を伴う預かりに対応する「緊急サポートセンター埼玉」の案内もご用意しています。

## 13 施設等利用給付認定について

令和元年10月1日からの幼児教育・保育の無償化により、認可外保育施設等の利用料に係る新たな給付、「子育てのための施設等利用給付」が始まりました。子育てのための施設等利用給付を受給するためには、事前に「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

### (1) 対象者

次の要件に該当する子どものうち、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業又は企業主導型保育事業を利用できていない子どもの保護者は、施設等利用給付認定を受けることができます。

- ・ **3歳以上児**（3歳になってから最初の3月31日を経過した子ども）のうち、**保育の必要性(※)がある子ども**  
→ **新2号認定**
- ・ **3歳未満児**（0歳から3歳になった最初の3月31日を迎えるまでの子ども）のうち、**保育の必要性(※)があり、かつ住民税非課税世帯**の子ども  
→ **新3号認定**

※ P2「(3) 保育を必要とする事由」参照

### (2) 給付の対象となる施設・事業

認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

### (3) 給付内容

次の上限の範囲で、認可外保育施設等の利用に要した費用を支給します。

- ・ 3歳以上児 上限月額 37,000円
- ・ 3歳未満児 上限月額 42,000円

### (4) 申請手続き

施設・事業利用開始月（認定希望月）の前月10日までに、次の申請書類一式を保育幼稚園課へ提出してください。

【全ての方が提出する書類】

- ・ **A** 子育てのための施設等利用給付認定申請書
- ・ **B** 提出書類等確認票
- ・ 「保育を必要とする事由」を証明する書類 ※P5 参照

【新3号認定を申請する方のうち、世帯状況等により提出が必要な書類】

- ・ 令和3年4月～8月の認定開始を希望する方で、令和2年1月1日現在の住所地が吉川市外の場合  
→ **令和2年度住民税課税(非課税)証明書**
- ・ 令和3年9月～令和4年3月の認定開始を希望する方で、令和3年1月1日現在の住所地が吉川市外の場合  
→ **令和3年度住民税課税(非課税)証明書**

### (5) 現況届について

子ども・子育て支援法に基づき、年1回、現況届などの提出をもって保育必要性の状況を確認します。毎年9月頃、在籍園を通じて通知します。

※ 現在保育施設等の申込みをしており入所保留中の方等、教育・保育給付認定により保育の必要性を確認できている方については、施設等利用給付のみなし認定を行いますので、申請手続きをする必要はありません。（新3号認定の審査にあたり、課税状況の確認ができない場合は、住民税課税(非課税)証明書の提出をお願いすることがあります。）

## 14 よくあるQ&A

### 【申込みに関すること】

#### Q1. 育児休業取得中の申込みはできますか？

A1. 入所決定後、入所月の翌月1日までに復職することを条件として、申込みは可能です。

復職後1か月以内に再度、直近1週間の勤務実態が記載された勤務証明書を提出する必要があります。

また、申込書の✓項目で、直ちに復職を希望するか、育児休業の延長を前向きに検討しているかの意向を確認します。育休延長を前向きに検討されている方については、利用調整の優先順位を下げ調整します。

利用調整の順位は、①市内在住者②市外在住者③育児休業の延長前向きの各々点数順となります。ただし、優先順位を下げ調整しても、入所が決定した場合には復職が必要となりますのでご注意ください。

#### Q2. 現在、仕事を探しているところだが、申込みはできますか？

A2. 求職活動中の方も申込みは可能です。保育を必要とすることを証明する書類として、「求職活動申告書」を提出してください。様式は、保育幼稚園課窓口で配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

また、保育施設への入所が決定した場合は、原則として入所から90日以内に月64時間以上の就労を開始し、「勤務（内定）証明書」を提出する必要があります。

#### Q3. 申込後に希望する保育施設を変更したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

A3. 各申込期限までに「保育利用申込内容変更届出書（兼）保育利用申込取下書」の提出が必要です。

令和3年4月入所一次利用調整：令和2年10月12日（月）まで

令和3年4月入所二次利用調整：令和3年2月15日（月）まで

令和3年5月入所以降：入所希望月の前月10日（閉庁日の場合は翌開庁日）まで

#### Q4. 入所決定を辞退したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

A4. 辞退の意思決定後速やかに「保育利用解除申出書」を保育幼稚園課へ提出してください。

利用申込みを取下げの場合や利用申込みを継続する場合（辞退した保育施設を希望から除くため）は、「保育利用申込内容変更届出書（兼）保育利用申込取下書」をあわせて提出してください。

なお、辞退すると年度内の利用調整指数が、辞退した月数ごとに1点ずつ減点されますので、慎重にご検討ください。

#### Q5. 離婚調停中ですが、保育を必要とする事由の証明は両親分必要ですか？

A5. 離婚調停中であることがわかる書類の提出があれば、現にお子さんを監護している方だけの提出でかまいません。ただし、利用者負担額については、原則離婚が成立するまでは父母の合算となります。

また、離婚されていても、同居が継続している場合は、両親分の証明書が必要です。

【利用調整に関すること】

Q6. 利用調整結果はいつ分かりますか？

A6. 入所希望月によって異なります。

令和3年4月一次利用調整結果：令和3年2月上旬通知予定

令和3年4月二次利用調整結果：令和3年3月中旬通知予定

令和3年5月入所以降利用調整結果：利用調整会議（基準日20日）後に決定（内定）者のみ電話連絡、新規申込者及び決定（内定）者へ通知発送（Q8参照）

Q7. 育児短時間勤務制度を利用している（する予定）が、保育の利用調整指数に影響しますか？

A7. 利用調整に係る指数は、短時間勤務制度による実労働時間ではなく、就業規則（労働契約上）に定める就労時間をもとに決定するため、影響はしません。

Q8. 4月入所一次利用調整で待機となった場合、二次利用調整以降、毎回結果を連絡してもらえますか？

A8. 毎回の連絡は行いません。入所が決定（内定）した場合のみ、電話連絡と通知を発送します。（Q6参照）  
ただし、育児休業の延長等のために「保育施設等利用調整結果通知書」が必要な場合は、別途申請書を提出いただければ交付しますので、保育幼稚園課窓口で手続きをお願いします。

【保育施設の利用に関すること】

Q9. 冠婚葬祭や兄弟姉妹の学校行事の際に保育施設を利用できますか？

A9. お子さんを保育施設で保育することができるのは、原則、保護者（父母等）それぞれが認定を受けた「保育を必要とする事由」に該当している日及び時間のみです。冠婚葬祭、兄弟姉妹の学校行事、趣味やレジャー、買い物、保護者の食事、夕食の準備や兄弟姉妹の習い事の同行等を理由に保育施設を利用することはできません。  
（P8「(3) 保育施設を利用できる日及び時間」再掲）

Q10. 小規模保育の利用は2歳児クラスまでとなっているが、3歳児以降は通うことができないのですか？

A10. 3歳児以降は他の保育施設への新規申込みを行うか、幼稚園等教育施設を利用することが考えられます。  
保育施設に申込みを行う場合は、吉川市保育施設利用調整基準表に基づいて家庭の状況を指数化し、利用調整を行います。小規模保育事業等の卒園児に対する加点はありますが、各保育施設には定員が定められているため、必ずしも入所できるわけではありません。（P8「(4) 申込後や入所後の手続き」再掲）

Q11. 里帰り出産による長期欠席はどれぐらいの期間ですか？

また、保育料はかかりますか？

A11. 労働基準法第65条に準じて、産前6週間前から産後8週間の範囲です。その間の保育料は、減免等の適用は行いません。

【利用者負担額に関すること】

Q12. 利用者負担額（保育料）はどのように決定しますか？

A12. 世帯の市区町村民税額、保育必要量によって月額の利用者負担額（保育料）を決定します。また、毎年9月分の利用者負担額（保育料）から税額の参照年度の見直しを行います。

令和元年10月1日からの幼保無償化により、3歳から5歳までの子どもの利用料は無償化されます。0歳から2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

Q13. 利用者負担額（保育料）以外の費用はかかりますか？

A13. 3歳から5歳児については、給食費（主食費・副食費）がかかり、保育施設に直接納付していただきます。

また、副食費が免除になる世帯（P12～13 参照）がありますので、免除対象者には市から通知書によってお知らせします。

その他、保育施設ごとに実費徴収が必要な項目がありますので、保育施設紹介ブックをご覧ください。

MEMO

